

2025年5月28日

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ(第2回)

資料 1 - 5

大学教育質保証・評価センターの評価と 今後の制度改革への期待

一般財団法人大学教育質保証・評価センター
代表理事 近藤 倫明

大学教育質保証・評価センターの組織と評価実績

【組織概要】

名称:一般財団法人大学教育質保証・評価センター

設立年月日:2019年4月1日

事業(定款第4条):

- (1)大学の教育研究等の総合的な状況についての評価
- (2)大学の教育研究等の総合的な状況についての評価に関する調査研究
- (3)前各号に附帯又は関連する事業

代表者:代表理事 近藤倫明



【学校教育法第110条第2項の規定による文部科学大臣の認証】

大学(短期大学を除く)の認証評価を行う認証評価機関(2019年8月21日)

【会員数】

81大学(2025年5月現在)

【評価実績】

実施年度	2020	2021	2022	2023	2024	計
評価大学数	7大学	5大学	19大学	18大学	14大学	63大学

大学団体による認証評価機関の設立の経緯

- 制度1巡目の認証評価を振り返り、大学団体としての問題意識が高まる
- 独法の行う認証評価事業に対する「事業仕分」への危機感が検討を後押し
- 足掛け10年に及ぶ研究や試行評価の成果をもとに、新たな評価機関を構想



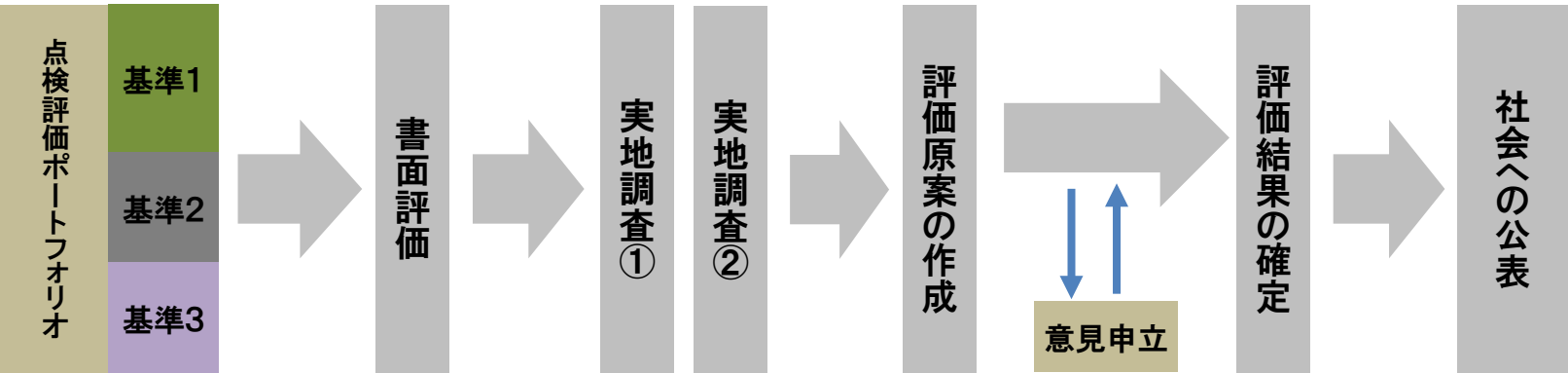
評価の目的別に設計された3つの評価基準

- 「判別」と「改善」のそれぞれの目的別に基準を設定
- 判別と改善の混在がもたらすジレンマを避ける工夫により、有効な評価を実施

大学 評価基準	基準1 法令適合性の保証	基準2 教育研究の水準の向上	基準3 特色ある教育研究の進展
目的	情報公表の徹底を前提に 厳格に法令適合性を判別	教育研究の水準の向上の観点 から、大学の改善活動を支援	特色ある教育研究の進展の観点 から、大学の改善活動を支援
内容	認証評価で評価するものとして法令に定められている事項を、法令適合性の保証の観点から評価。	大学が行う自己分析・改善の活動について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価。	大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価。
評価事項	● 法令に適合しているかの状況 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。 - ロ 教育研究実施組織に関すること。 - ハ 教育課程に関すること。 - ニ 施設及び設備に関すること。 - ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること。 - ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。 - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。 - リ 財務に関すること。 - ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること。	● 教育研究の水準の向上に向けた取り組み状況 ・大学の内部質保証についての総括的な説明及び、内部質保証の具体的な取り組み内容の説明に対して、その向上に資する観点から評価を行う。 ・内部質保証の具体的な取り組みは、点検評価ポートフォリオにおいて大学から事例が5つ以内示され、その事例に基づいて評価を行う。5つの事例には、「学修成果」及び「研究環境整備」が各1事例以上示される。	● 特色ある教育研究の進展の向上に向けた取り組み状況 ・大学の特色ある教育研究についての総括的な説明及び、具体的な取り組み内容の説明に対して、その進展に資する観点から評価を行う。 ・具体的な取り組みは、点検評価ポートフォリオにおいて大学から事例が5つ以内示され、その事例に基づいて評価を行う。

認証評価の評価プロセス

各評価プロセス

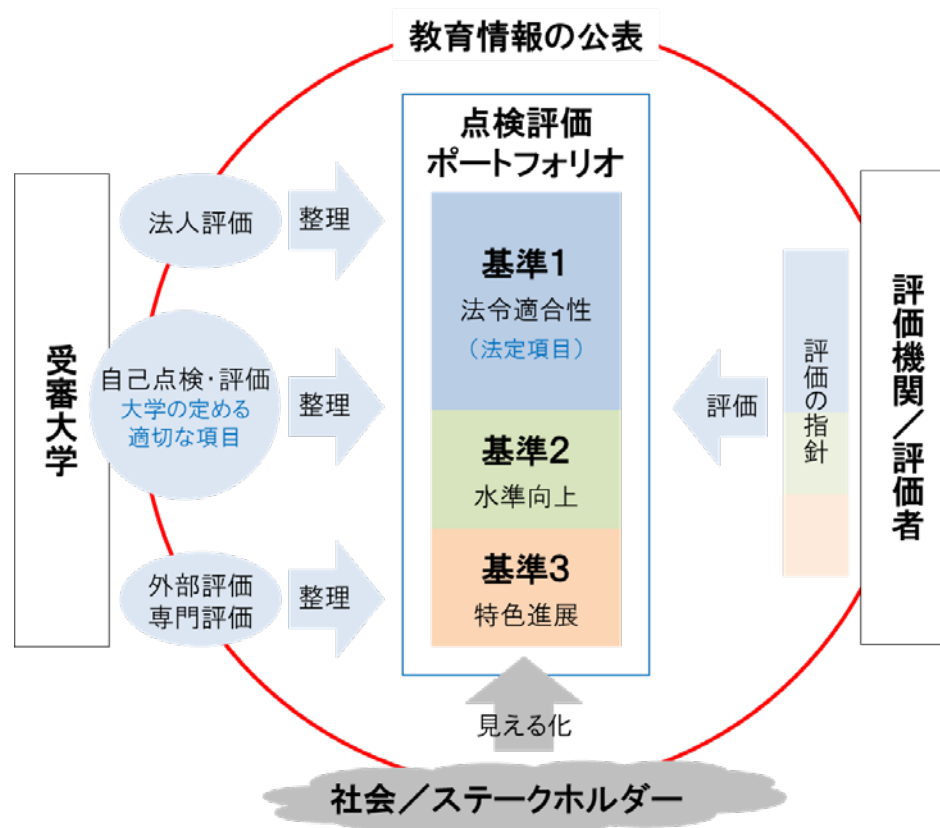


各評価プロセスで各評価基準の果たす役割

		基準1 法令適合性の保証	基準2 教育研究の水準の向上	基準3 特色ある教育研究の進展
書面評価		◎	◎	◎
実地調査	1回目 (オンライン)	◎ 法令等への適合を確認 内部質保証体制の確認	○	◎ 学生やステークホルダーとの 対話により特色を明確化
	2回目 (対面)	◎ 未確認事項について再確認 質保証への理解の深化	◎ 大学構成員との率直な対話 内部質保証の実質化	○

大学が作成する資料＝点検評価ポートフォリオ①

- 「点検評価ポートフォリオ」の様式が、社会からの見える化と、比較可能性を担保
- 大学の自己点検・評価をはじめ法人評価等の結果を内部質保証活動として整理
- 評価者は、公表が徹底された資料を根拠に評価の指針に従って評価を行う



大学が作成する資料＝点検評価ポートフォリオ②

- 受審大学は点検評価ポートフォリオ上に、共通する50ページの資料を作成
- 基準1では10項目にわたる評価事項それぞれに2ページが割り当てられる
- 基準2、3では、具体的な取り組み3～5事例を示し、相互に文脈づけて説明する

点検評価ポートフォリオ(基準1)

評価事項

- | | |
|---|------------------------------|
| イ 教育研究上の基本となる組織に関すること | ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること |
| ロ 教育研究実施組織に関すること | チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること |
| ハ 教育課程に関すること | リ 財務に関すること |
| ニ 施設及び設備に関すること | ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること |
| ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること | |
| ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること | |

内部質保証活動の状況

→ 重点的に評価すべき事項以外は、極力簡潔に記載



関係法令のリスト

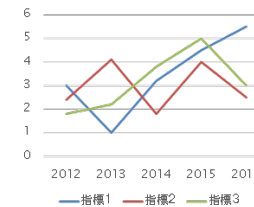
→ 大学が内部質保証活動で参照する公表情報のリンクを示す

点検評価ポートフォリオ(基準2)

自らの大学の水準についてのモニタリング

アニュアル・レポート

→ 自らの大学の水準について、経年変化を見える化



水準比較

→ 組織間や大学間などでデータの比較分析

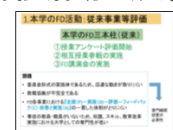
点検評価ポートフォリオ(基準3)

特色ある教育研究の進展状況の評価

特色ある教育研究活動



内部質保証活動の成果



- 多くの大学関係者が参加するワークショップ型で評価
- 内部質保証については、活動の具体的成果を示す

ワークショップ型の意見交換会（評価審査会）

- 設立準備期間の試行評価の経験を踏まえ、対話型評価を実地調査①で実施
- ステークホルダーや学生、卒業生、企業、自治体関係者が参加
- 大学からのプレゼンの後の意見交換で双方に新たな発見が生まれる

実地調査では、大学の特色ある教育研究の取り組みをテーマとして、ステークホルダー等が参加する評価審査会を実施。

受審大学からは、取り組みの内容、成果、課題などが説明され、ステークホルダーからは、活動の成果、活動を通じて得た学び、今後に向けた課題・期待などの発言がなされる。



日頃大学と関わって実施している活動について、大学の考えを知る貴重な機会となった。
（地域団体）

日頃報告書等で確認している取り組みの、具体的な姿を知ることができた。（設置団体）

ステークホルダーや、学内関係者と取り組みを共有する貴重な機会となった。
（受審大学）

【主な参加者】

- ・ 在学生、卒業生、修了生
- ・ 設置団体の関係者（市役所・県庁職員）
- ・ 取組みにかかわる市町村や企業の関係者
- ・ 連携している地域団体関係者
- ・ 高等学校の教員 など

評価センターの評価の特徴と実績

1 情報公表の徹底により法令適合性をわかりやすく保証

- 各種情報へのリンクが埋め込まれた点検評価ポートフォリオの様式の採用により、大学が行う内部質保証活動の全体像が一覧できるものとなり、社会に対する情報公表の徹底が促された。

2 段階的に実施する実地調査で、大学側の理解が深化

- 2日間の日程の実地調査を2回に分割。
- 1回目の調査では、責任者面談に加え、ワークショップ型の評価(評価審査会)に多くの教職員や多様な立場の参加者を得ることで、多くの関係者に大学の教育研究活動やその評価に関する理解が深まった。
- 2回目の調査では、1回目の調査から一定の時間をおいて、改善点に対し丁寧に確認することで、改善活動の糸口を見出すよう促すことができた。

3 設置形態ごとに異なる改善プロセスを考慮した評価

- 例えば公立大学では、設置自治体の評価委員会が例年行う評価に結果として優先的に対応する傾向があるが、そうした組織メカニズムを念頭に、内部質保証活動の結果が効果的・効率的にフィードバックされる観点から指摘を行っている(63大学中、57大学に指摘)。

4 評価経験の共有を通じた内部質保証活動の活性化

- 多くの会員校教職員が評価する側に参画することで、各大学に評価経験者が増加することが、各大学における内部質保証活動の活性化をもたらしている。

現行の認証評価の課題と新たな制度への期待

現行の認証評価の課題

内部質保証の実質化の課題

適合を判別する評価と、改善を目指す評価の混在は、評価の機能不全につながるが、峻別してそれぞれの機能を発揮させようとしても、受審大学では適合を判別する評価への対応が優先されがちである。

評価疲れの課題

作業負担軽減のために、大学が情報公表している資料を活用した「点検評価ポートフォリオ」様式を採用し、作業の効率化を図っているが、大学にとって支援になる評価を充実する等により、評価受審の効果が対応コストに見合うものとしてもっと実感されないと、負担感は解消されないのではないか。

新たな制度への期待

評価における「判別」と「改善」の両立

新たな制度においては、例えば以下のように役割分担する可能性が考えられる。

- ① 定量的評価による法令適合性の保証 → 文部科学省
- ② アカウンタビリティに軸足を置いた評価 → 設置自治体が行う評価（公立大学の場合）
- ③ 質の向上を支援する定性的な評価 → 認証評価機関によるピアレビュー

教職員を改革の主役に導く学修成果の把握・評価の確立

学生の学修成果を第三者が客観的に把握・可視化することには限界がある。18歳人口の大きな減少に伴い確実に変化するであろう学生の実像、それに真摯に向き合う教職員の実感を尊重した学修成果把握・評価の方法を確立するなど、教育に直接責任を担う者を改革の主役に導く支援が求められる。